

社会福祉法人 光道園
新型コロナウイルス感染予防・緊急事態宣言解除後の対応について⑨

期間：10月1日～

9月24日、福井県では感染拡大警報が解除されました。

これに伴い、当法人においても、感染予防策を拡大警報発令前に戻します。

しかしながら、東京発着のGOTOトラベルキャンペーンの開始など、多くの人の動きも活発化することが予想され、予防策を維持することも必要と考え、以下の通りとします。

法人職員においては、公私において、感染対策について、緊張感を持って取り組んでいきます。

利用者の皆様、ご家族の皆様へのお願い

①利用者の方は、不要不急の外出、イベントの参加は自粛をお願いします。

また、日用品等の買い物は施設内での購入をお願いします。どうしても買い物が必要な場合は、少人数で感染予防が徹底していて、ソーシャルディスタンスがとれる場所、時間帯に利用してください。

②利用者の方は、当分の間、県内外の宿泊を伴う旅行は自粛をお願いします。

③利用者の方は、当分の間、県外の帰省及び旅行は自粛をお願いします。

緊急、やむを得ない場合は、協議し、決めたいと思います。

④在宅で通所、訪問を利用されている利用者の方は、ご利用までの健康状態をお聞きし、検温をいたします。なお、体調不良の場合は、サービスの提供を取りやめる場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

⑤ご家族の皆様の面会については、県内在住の方で過去2週間に県外への外出、外泊がない方のみ、面会を可能とさせていただきます。県外在住の方は、緊急の場合を除き、面会をご遠慮していただきます。高齢の方、持病をお持ちの方、多数が生活をされていますので、ご理解のほどお願いいたします。

⑥ご家族の皆様の面会は、事前にご連絡をお願いいたします。

なお、県外在住の方向けにスマートフォン、タブレット、PC等を利用したオンライン面会も可能ですので、事前にご連絡をお願いいたします。ご希望の場合は、各施設にお問い合わせください。

職員の皆様及びご家族の皆様へのお願い

- ①職員及びそのご家族の皆様には、不要不急の外出、イベントの参加、不特定多数が出入りするソーシャルディスタンスがとれない場所の利用の自粛をお願いします。
- ②接待を伴う飲食店、カラオケ店、感染予防が徹底されていない飲食店や施設の利用自粛をお願いします。
- ③やむを得ず、県外に外出、外泊をする場合は事前に報告をお願いします。
その際は、感染予防に最善を尽くし、「感染しない、持ち込まない」を意識しての行動をお願いします。
- ④体調不良の場合は出勤せず、報告と受診をお願いします。
- ⑤県外からの帰省等で、県外者と交流する場合は、親族以外の交流はひかえていただき、親族であっても、感染予防に努めてください。できることなら、帰省をご遠慮いただけるとありがたいです。
- ⑥県内外の研修、委員会、出張は自粛をします。資格取得や必要な委員会などは届け出をお願いします、決定します。

※感染予防は、私たち職員一人ひとりの普段からの行動と意識にかかっています。
ご家族にも協力をお願いします、この難局を乗り切りましょう。

その他

- ①鯖江、朝日、朝日 1 丁目間の職員の交流は禁止継続します。
- ②外部との接触を控えるため、ボランティアをお願いする行事は禁止とします。
- ③委員会等は、Web会議で対応を継続します。
- ④業者等の受け入れは受付窓口対応とし、接触を避けること。また、工事、修繕等の業者は健康状態の聞き取り及び検温を実施し、利用者の方、職員との接触を避けること。(厨房を含む)
- ⑤コロナストレスの解消に向けて、施設、事業所内での行事を工夫し、利用者の方のQOL(特に活動性)を下げない取り組みをお願いします。
- ⑥職員及びそのご家族には、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の登録をお願いします。